国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の 減免が受けられる場合があります

▶対象世帯および減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が 死亡し、または重篤な傷病を負った世帯:全額を免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次のア〜ウの要件を全て満たす世帯:前年の所得に応じて減免
- ア. 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- イ. 前年の所得の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- ウ. 減少することが見込まれる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

▶対象となる保険税および保険料

令和3年度分および令和4年度分のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限が設定されているもの

- ※ただし、令和3年度分については令和3年度末に資格を取得したことなどにより普通徴収の納期限が令和4年4月以降に到来するものに限ります。
- ▶申請方法 国民健康保険税減免申請書(または後期高齢者医療保険料減免申請書)に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、保険年金課へ提出してください。

▶申請に必要なもの

国民健康保険税減免申請書(または後期高齢者医療保険料減免申請書)

①の場合

• 死亡診断書または医師の診断書の写し、新型コロナウイルスに感染したことが証明できる書類

②の場合

- 新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入など の収入申告書
- 令和4年の収入が分かる資料の写し
- 令和3年分の確定申告書または源泉徴収票などの写し
- 廃業などの場合は、それを証明する書類の写し
- 退職の場合は、雇用保険受給資格者証の写し
- 収入の減少に対し、保険金や損害賠償などから支払われる金額が分かる書類
- ※状況により必要な書類がありますので事前にご相談ください。
- ▶その他 災害などのため支払いが困難となる場合など、 一定の条件を満たした方は保険税(料)の減免が受けられ る場合があります。
- ▶問い合わせ 国民健康保険については同課国保グループ (内線 271・272・273)、後期高齢者医療については同 課医療国民年金グループ(内線 226・227)

通院・入院時の医療費と食事代の窓口負担額が減額されます

国民健康保険に加入している方

70歳未満の方および70歳以上で医療費の負担割合が3割の方が通院・入院する際、事前に申請すると「限度額適用認定証」が交付され、1カ月に一つの医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなります。また、市民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も併せて減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※有効期限が令和4年7月31日の認定証をお持ちの方で、 引き続き減額の適用を受ける場合は、改めて申請が必要 となります。

▶申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 手続きに来られる方の本人確認書類(運転免許証など)
- マイナンバー(個人番号)が分かるもの

後期高齢者医療に加入している方

市民税非課税世帯の方は、事前に申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、1カ月に一つの医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなり、食事代も併せて減額されます。また、医療費の負担割合が3割の方も、事前申請により「限度額適用認定証」が交付されます。 ※有効期限が令和4年7月31日の認定証をお持ちで8月以降も適用になる方は、7月中に新しい認定証をお送りします。。

- ▶申請に必要なもの 後期高齢者医療被保険者証
- ▶問い合わせ 国民健康保険については保険年金課国保グループ(内線271・272・273)、後期高齢者医療については同課医療国民年金グループ(内線226・227)

後期高齢者医療制度に加入している方へ

10月1日から医療費の窓口2割負担が導入されます

後期高齢者医療制度は、75歳(一定の障がいがある人は65歳)以上の方が加入する医療保険制度です。

令和4年以降、団塊の世代(1947~1949年生まれ)の方が75歳以上になり始めることから、医療費の増大が見込まれます。それに伴い、10月1日から、1割負担の被保険者証をお持ちの方のうち一定以上の所得のある方は、医療費の窓口負担割合が2割に変更となります。また、健康保険証は、例年と異なり特定記録郵便(簡易書留)で2回(7月および9月)郵送されます。

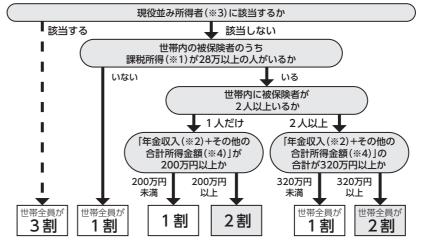
窓口負担割合の変更対象

後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20パーセントの方が対象となります。

| 令和4年9月30日まで | | |
|---------------------|---------|--|
| 区分 | 医療費負担割合 | |
| 現役並み所得者 | 3割 | |
| 一般所得者 住民税非課税世帯の人 | 1割 | |

| | 令和4年10月1日から | | |
|---|---------------------|---------|--|
| | 区分 | 医療費負担割合 | |
| | 現役並み所得者 | 3割 | |
| • | 一定以上所得のある人 | 2割 | |
| | 一般所得者 住民税非課税世帯の人 | 1割 | |

世帯の窓口負担割合が2割になるかどうかは、被保険者の令和3年中の課税所得(※1)や年金収入(※2)をもとに、世帯単位で判定します。



- ※1 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額です。(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)
- ※2 「年金収入」には遺族年金や障害年金を含みません。
- ※3 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のことです。

負担割合が2割となる方は、負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。配慮措置の適用で、医療費が払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている口座へ後日払い戻します。

※2割負担となる方で、高額療養費の振込先口座の登録をしていない方には、令和4年9月以降に埼玉県後期高齢者医療広域連合から申請書が郵送されます。

窓口負担割合の見直しに関する問い合わせ

窓口負担割合の見直しについては、厚生労働省後期高齢者窓口負担割合コールセンター☎0120—002—719または埼玉県後期高齢者医療広域連合コールセンター☎0120—085—950に問い合わせてください。

▶問い合わせ 保険年金課医療国 民年金グループ(内線226·227)

後期高齢者歯科健診を受けましょう

- ▶期間 7月1日(金)~令和5年1月31日(火)
- ▶対象 後期高齢者医療保険に加入している方(長期入院中の方や施設入所されている方は対象外)

※昭和16年4月2日〜昭和17年4月1日生まれの方および昭和21年4月2日〜昭和22年4月1日生まれの方には、埼玉県後期高齢者医療広域連合から歯科健診の案内が届きます。確認の上、受診してください。

▶費用 無料(2回目以降は自己負担)

- ▶その他 健診の結果、治療が必要と判断された場合には、 別途治療費が掛かります。
- ▶申し込み 直接または電話で保険年金課へ申し込みください。受診票と問診票を交付しますので、市内の実施医療機関に直接申し込みください。なお、実施医療機関一覧は、受診票などと併せてお渡しします。
- ▶問い合わせ 同課(内線 227・272)

11

10